

日精協発第 14011 号  
平成 26 年 4 月 14 日

厚生労働大臣  
田村 憲久 殿

公益社団法人 日本精神科病院協会  
会 長 山 崎 學

### 精神障害者対策の担当所管替えについて（要望）

精神障害者対策については、現在、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部において所管されていますが、従来は厚生労働省健康局の所管課となっていました。平成 8 年の組織改革において、身体障害者及び知的障害者と同様に障害者対策を一体的に扱うという観点から、障害保健福祉部に移管され、現在に至っております。

しかしながら、精神障害者は、身体障害者及び知的障害者と違って、常に医療を受ける必要があります。このため、医療又は健康を所管している部局（医政局又は健康局）との関係が密接である必要がありますので、これらの部局の所管課としていただきますよう要望致します。